

学校における感染症による出席停止の報告について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法の規定により出席停止となります。出席停止の措置には、原則として医療機関の受診と医師による診断が必要です。つきましては、医師の指示に従い療養してください。

なお、登校する際には、下記報告書に保護者様が記入の上、医療機関の受診・罹患を証明できるものとして、生徒本人の氏名と日付の入った処方薬説明書や診療報酬明細書等（コピー可）を添えて担任に提出してください。

証明書の提出が無い場合は「出席停止」とせず「欠席」となりますので予めご了承ください。

感染症の種類		出席停止期間の基準(以下の基準に基づき、主治医が判断)
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳せきが消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭性結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

キ リ ト リ

出席停止報告書

1 生徒氏名

年組

2 感染症の種類

3 発症日（受診日）

月日（月日）

3 受診医療機関名

4 療養期間（感染のおそれがあり登校できない期間）

自令和年日月

至令和年日月

※学校使用欄

担任

教務

保健

医師により上記の通り診断を受けましたので報告致します。

令和年日月

保護者署名

印